

以上、まことに雅駁でございましたが、慎重御審議をいただきまして、原案を御確定くださるようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) 担当委員会で慎重審議されると思いますけれども、この提案理由による自治法の第二百五十二条の十四第一項、この規定は事務の一部を委託し、管理し及び執行させることができるという法の規定に基づいて、次の法の第二百五十二条の十五の定めるところによって別紙の規約というものが提案されたと思います。

そこで、この事務の委託に関する規約は、先ほど申し上げたように法第二百五十二条の十五によって設けなければならぬとされていることによる規約であることは、そのとおりだと思います。この規約の第六条、「委託事務の管理に関し、必要な事項は、福生市長及び羽村町長が協議して定める」となっているけれども、協議して定める——何かもう定めのように先ほどの説明で

は聞こうとしたんですが、協議して定める——その必要な事項となるものは、定めたとすればどんなものであるのか。これから定めようとするものであったら、この協議して定める必要な事項はどのようなものであるかという、その内容をひとつ伺いたい。

と申し上げることは、法の第二百五十二条の十六、これは法の第二百五十二条から十四、十五、十六と、法にずっと定められておるようですけれども、第二百五十二条の十六の十の委託効果、これに関連が出てくると思うので、お尋ねするわけですけれども、この法の第二百五十二条の十六について、法の規定の、いわゆる公団で別に規約で定めをするものを除くほか、この事務の委託を受けた普通地方公共団体——委託を受けた普通地方公共団体、これは羽村町を指すわけですね——の当該事務の管理及び執行に関する条例、規則、またはその機関の定める規定としての効力を有するとされており、

当初申し上げましたように、協議して定めるとなっている事項はどんなものがあるのか。また予想されるか。そのことをひとつ伺いたいことが一つ。

それから二つ目としては、第三条の経費の負担にかかわる規定の中の、今度

は第五條に關係する清算支払の時期と予算額及び予算措置はどうか。以上、二つの点について伺います。

○建設部長(浅見裕康君)

第一点の、いわゆる第六條で規定しておりますその他必要な事項ということで、従来もこういった規約の内容になっております。

具体的にどういふものかということですが、実質的なものに規定してあります第五條までの諸規定、これは当然一応予測される一つのスタンダードな形の規約を内部として確定してあるわけでございますが、実質的に、その他のいわゆるこれは管理でございすから、特別な事由だとか突発的な事由等なり、通常行えるんでございすけれども、その時点でやはり管の管理上のいわゆる経費、そういったものが、管理する上において特別にかかってくるというふうなことは、全く予測できないということでもございすので、それに対して両市町におきましては、当然福生市長と羽村町長は協議して定めのようというふうなことをある程度想定しております。

具体的にはこういうものが予測されているというふうなことは言えないでござ

いますけれども、そういうものも含んでここに規約の内容といたしまして、第六條に補足的に一項を入れておいたというふうなことでございす。

それから第三條の關係でございすけれども、これにつきましては、現実的に私もこの事業が当該地区の公共下水道事業が実施されて、これが一応使用されるというふうな時点でございまして、まだ私もでは、時期的には若干期間がございすけれども、一応羽村町との協議でございすので、今回御提案申し上げたというふうな状況でございす。

○十六番(貫井喜代次君)

ちよと説明をいす少ししてもらいたい点があるんですが、経費の点がここにうたわれておると、私が質問しようという主たるものは、必要な事項の中でどういふものがということがまだ具体的にわからないということでありすけれども、ここで予算を伴うようなものが出てくる可能性もあるんじゃないか。してみると、これは別に福生市長と羽村町長が定めるんですから、これに対しては議会の方には關係ないわけですね。そうするとそこに経費の問題、予算の問題が派生しがらじやないかというふうなことであります。いやしくも、この規約にそういうふうなものがうたつてあるからには、これは

今回の規約ばかりじゃなく、いままでもいろいろな規約の中でやうしたことがあった
てあると思うんですけれども、別にやういふやうなことがなかったら、ここに必要な
事項を別に協議して定めなくてもいいんじゃないか。

いま少し具体化した問題があるならば、この中に、これが規約に対しては事
務の委託の規約ということで法の第二百五十二條の十五で定められてあります。
何と何と何と何はこういふやうに規約の中であつたいなさいということを書い
てある。やういふやうなことを踏まえての上で私は聞いてゐるわけです。何も
具体的にないということではらうとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、
もつともないと言えばこれは終わりなんですけれども、何かここになければ、こうい
うふうな必要な事項は両市町で協議して定めるといふことは、これは今後
何かあった場合に大きな問題を起こすやもしれないということをお尋ねしてゐるもので
す。わからなければいいんですけれども、わかたらうどんなことだ
らうという想定なり、予想なりでも聞かせてもらえればいいんじゃないかと思
います。

○建設部長(浅見裕康君)

確かに具体的にこういうことだという想定はござ
います。ということでございます。

現実的に、やはりやういふ規約を設定する際に、福生市、羽村
町、この両者の原因でなくて、ほかのことで何か予測の事態というものは起ころ
うであらうというやうな考え方が当然あると思います。

今回の場合、強いて現実的な例を言うとしたら、基本的に定めました事
務委託の経費ですね、やういふもの以外に、非常にこの管の、いわゆる現はも
管は布設されております。ただ、その後あやこ非常に大きな何か物が詰
まったとか、そんなやうなとき、その管が若干破損したとかというやうなことはな
きにしもあらずじゃないかと思うので、そんなものをこの規約を定めたことによつて
両市町の協議で、この分の応分の負担が仮にあったとすればこれは維持管理
上の負担であつて、やういふことはある程度想定されるんじゃないかと、仮定
でございまして非常に申しわけございせんけれども、そんなやうなことを考へて
おります。

非常に説明として不十分でございますけれども、やういふことでございます。

(「はい、了解」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶二郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶二郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 三時十五分まで休憩いたします。

午後三時九分 休憩

午後三時十九分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十七議案第四十五号市道路線の認定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十五号市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

本年四月一日、福生市と羽村町の行政境界の変更が実施されたことによりまして、従来認定され、供用をされております路線のうち、全部もしくは一部の福生市道が羽村町道となり、逆に羽村町道の一部分が福生市道となることに伴いまして、別添にございます路線図の黒塗りの部分でございますけれども、黒塗りの部分の幹線一六号、ほか十七路線を、道路法第八条の規定に基づきまして、認定しようとするものでございます。

なお羽村町におきましては、同時に本年六月定例会におきまして、これをお諮り

議四十三
議四十四
議四十五
報四
議三十七
議三十八
議三十九
議四十
議四十一
議四十二

することになっております。

以上、まことに雑駁でございましたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長(小林菊三君) 日程第十八議案第四十六号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十六号市道路線の廃止につきまして御説明申し上げます。

まずに議案第四十五号で御説明いたしましたのと同様、行政境界の変更が実施されたことによりまして、これと関連いたします別添の路線の図でございますが、黒塗エリ部分の幹エーニ号線、ほか十八路線につきまして、道路法第十條第一項の規定に基づき廃止しようとするものでございます。

以上、まことに雑駁でございましたが、慎重御審議をいただきますので、原案御

決定くださるようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十六号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、

建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) この際、日程第十九、日程第二十の二案を一括して上程いたします。

いたします。

日程第十九議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく自治功労章章に

ついて

日程第二十議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく自治功労章章に

ついて

の二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指図をいただきましたので、議

案第四十七号並びに議案第四十八号につきまして、提案理由並びに内容に

ついて御説明を申し上げます。

本二案は、福生市表彰条例第四条に基づきまして、議会の議決を経

て自治功労者として自治功労賞を授与し、表彰しようとするものでございまして、いずれも、去る五月二十三日の表彰審査委員会からの答申に基きまして、提案を申し上げたものでございします。

まず議案第四十七号につきましては、故岩田博氏が自治功労者として福生市議会議員、あるいは福生町議会議員として十六年余りにわたりまして、福生市の発展に貢献したものでございまして、その功績をたたえて自治功労者にしようとするものでございします。

なおまた、議案第四十八号につきましては、故藤崎俊夫氏が約十九年余りにわたりまして福生町の助役、福生町教育委員会、福生町収入役及び福生市の助役等につきまして、福生市の発展に寄与されたために、その功績をたたえて自治功労者として表彰しようとするものでございします。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第四十七号及び議案第四十八号の二案は、原案どおり同意することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十七号及び議案第四十八号の二案は、それぞれ原案のとおり同意することにより決定いたしました。

議案第四十九号福生市表彰条例に基き

○議長（小林菊三君） 日程第二十一議案第四十九号福生市表彰条例に基きつく一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇）

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議

議四十三 議四十四 議四十五 議四十六 議四十七 議四十八 議四十九 議五十 議五十一 議五十二

案第四十九号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は、表彰条例第三條第一号に該当し、教育、産業、経済、土木、厚生、消防等、本市の公益福祉の増進に尽力し、もしくはこれらに関する市政にその業績が顕著な者として、議会の議決を経て表彰をしようとするものでございます。

なお今回、一般表彰につきましては、従来基準にございました一般の委員等につきましては対象とすることといたしまして、後の議案に出てまいりまするが、まず市の条例とか規則に基づく委員会、協議会等の委員ににつきまして、あるいはまた職員ににつきまして満十五年以上の職にあった者を表彰対象にするということ、さらにまた、これに準ずる委員会、審議会等の委員、職員ににつきましては満十八年以上、また条例、規則等によらず、市長、あるいは行政委員会長の任命に基づきまして委嘱した委員、または職員ににつきましては二十年以上、それから法令、条例等に基きまして、国、あるいはまた東京部の任命委嘱によります委員、職員に就いて市政に貢献のあった

者については満二十年以上、それから、これらの職に二年以上在職して永年市政に貢献した者につきましては、満二十年以上勤めて退職をされた者につきましては一般表彰にすること、本案を提案をいたしております。

議案第四十九号につきましては、福生市大字福生七百九十八番地小林三郎氏の表彰でございます。同氏は、本町第七町会長として八年間にあたりまして市政に貢献をいたしましたので、今回一般表彰にしようとするものでございます。

大変難解でございますが、議案第四十九号に付します提案理由の説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

議四十三 議四十四 議四十五 議四十六 議四十七 議四十八 議四十九 議五十 議五十一 議五十二

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第四十九号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) この際、日程第二十二から日程第三十一までの十案を一括して上程いたします。

日程第二十二議案第五十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
から、日程第三十一議案第五十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの十案を一括して議題といたします。

本十案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第五十号から議案第五十九号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

前議案のときに御説明申し上げましたように、今回新たに委員として退

職をされた方々に対する表彰をしようとするものでございまして、議案第五十号につきましては、設楽美知氏が都市計画審議会委員といたしましたので、十五年以上にわたりまして福生市に貢献をいたしましたので、表彰をしようとするものでございまして、

同様に、議案第五十一号につきましては世本正義氏、議案第五十二号につきましては古谷格治氏、議案第五十三号につきましては細瀬晋一氏、議案第五十四号につきましては町田篤一氏、議案第五十五号につきましては雨宮一郎氏、議案第五十六号につきましては島田泰一氏、議案第五十七号につきましては中根一良氏、議案第五十八号の森田幸造氏につきましては、都市計画審議会の土地区画整理評価員として、都市計画行政に貢献されたものでございまして、議案第五十九号におきましては同様大野新市氏について表彰しようとするものでございまして、

以上、大変雑駁でございますが、議案第五十号から議案第五十九号につきまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上、提案理由の説明は終わりました。

請二 議六十三 議六十四 議六十五 議六十六 議六十七 議六十八 議六十九 議七十 議七十一 議七十二

議四十三 議四十四 議四十五 議四十六 議四十七 議四十八 議四十九 議五十 議五十一 議五十二 議五十三 議五十四 議五十五 議五十六 議五十七 議五十八 議五十九 議六十 議六十一 議六十二 議六十三 議六十四 議六十五 議六十六 議六十七 議六十八 議六十九 議七十 議七十一 議七十二 議七十三 議七十四 議七十五 議七十六 議七十七 議七十八 議七十九 議八十 議八十一 議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 議八十八 議八十九 議九十 議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議一百

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第五十九号から議案第五十九号までの十案は、原案どおり同意することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十九号から議案第五十九号までの十案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三十二議案第六十号福生市長表彰条例に基づく一般表彰については議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 議案第六十号につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

本案も福生市長表彰条例第三条第三号に基づきまして、いわゆる福生市に多額の金品を寄付されたということで表彰しようとするものでございまして、今回から新たに道路敷を寄付された者につきましては、一定の基準を設けて、その基準の範囲に該当した者については表彰するということとをいいます。

道路敷につきましては、建築基準法によりまして道路として確保しなければならぬ幅員を超えて築造された道路で、その超えた部分にあるもの、それからその超えた部分の評価額が表彰条例の金額以上のものであるというふうな二つの基準を設けまして、具体的に説明いたしますと、私道であるとか、あるいは建築線の四メートル、あるいは五メートルの場合もございしますが、それ以内で寄付された場合については、表彰対象にしないということで、今回は対象にいたしておりません。

そのようなことでございまして、議案第六十号につきましては、山崎良之助氏